

2024年8月5日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてのお知らせ

株式会社筑邦銀行（頭取 鶴久 博幸）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、下記の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

現在、手形・小切手の全面的な電子化に向けた検討が全国で進んでおり、金融界は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標を掲げています。

お客さまにはインターネットバンキングによる振り込みや電子記録債権（でんさい）といった電子決済手段への移行に、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の小切手を用いない出金手続の制定

適用開始日	2024年9月2日（月）
内容	①当座預金からの払戻しについて、払戻請求書による取り扱いを開始します。なお、当座預金入金帳とともに提出してください。 ②小切手による払戻しも引き続きご利用いただけます。

※当座勘定規定および当座勘定規定（個人当座用）を改定いたします。

なお、改定後の規定は、[こちら](#)をご覧ください。

2. 期日が2027年4月以降の手形・小切手の取立受付の停止

適用開始日	2024年10月1日（火）
内容	①2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。 ②該当の手形・小切手（先日付小切手）を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年9月30日までに取引店でお手続きください。 ③2024年10月1日以降、該当の期日の手形・小切手につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金のお手続きをお願いいたします。

※代金取立規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、[こちら](#)をご覧ください。

※当行が提供するデジタルサービスについて

【手形をご利用のお客さま】

手形に代わる決済手段として『でんさい』の利用を推奨しております。

でんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

【小切手をご利用のお客さま】

小切手に代わる決済手段として、当行が提供する法人インターネットバンキング <くちぎんビジネス Web> サービスの利用を推奨しております。

上記サービスへの移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

3. 手形・小切手帳の発行手数料の改定

適用開始日	2025年1月6日（月）受付分より		
内容	（消費税込）		
	項目（1冊につき）	改定前	改定後
	約束手形帳（50枚綴）	2,200円	5,500円
	為替手形帳（50枚綴）		
当座小切手帳（50枚綴）			
手数料の適用開始日直前は注文が集中し、お渡しが遅くなる場合がございます。余裕をもって注文いただきますようお願い申し上げます。			

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上